



# SURE

シュア

## サービスガイド

保存版

もしもの時にすぐに取り出せる場所に保管してください。



「引越した」「口座を変更したい」など  
ご契約の変更手続き

1 ▶ 2



「入院した」「がんと診断された」など  
保険金の請求手続き

3 ▶ 4



「保険料のお支払いについて」など  
よくあるご質問

5 ▶ 8



あなたの健康な毎日をサポート  
ご契約者優待サービス

10



# ご契約の変更手続

ウェブサイトなら24時間365日、  
変更のお手続きが受付可能です。



## ご契約者ページ(マイページ)のサービス

- ご契約者の住所の変更
- ご契約者の電話番号(自宅・携帯)の変更
- ご契約者のメールアドレス(PC用・携帯用)の変更

➔ 「ご契約者ページ」から「医療保険」を選択し、  
「お客様情報の変更-住所・連絡先」をクリックしてください。



➔ ログイン後、「お客様情報の確認」ページから「変更」をクリックして  
お手続きしてください。



※マイページIDとパスワードは、証券同封のレターをご参照ください。

- URL ソニー損保ご契約者ページ  
<https://www.sonysonpo.co.jp/cst/>

- 二次元コード 

\*ウェブサイトの画面は2023年2月時点のものです。

## お電話での変更受付

カスタマーセンター  
医療保険グループ **0120-936-505** 受付時間 9:00~18:00  
(土・日・休日も受付 ※年末年始を除く)

下記のお手続きのほか、「保障内容の変更」や「保険料のお支払方法の変更」などの変更手続ができます。



## ご契約者メニューのサービス

- 控除証明書の再発行
- 保険料振替口座の変更
- 保険証券の再発行
- ご契約者・被保険者の改姓
- 契約内容のご案内の再発行
- 失効した契約の復活  
など

※上記メニューはログイン不要です。

※ご契約内容変更のお手続きはウェブサイトで受付後、手続書類をお送りします。

➔ 当社ウェブサイトトップページから「医療保険」を選択し、  
「契約内容の確認・変更」をクリックしてください。



※以下のURLから直接「医療保険ご契約者ページ」に進むこともできます。

- URL 医療保険ご契約者ページ  
<https://www.sonysonpo.co.jp/cst/md/>

- 二次元コード 

\*ウェブサイトの画面は2023年2月時点のものです。

## ご注意事項

- お手続きは、必ず契約者ご本人が行ってください。
- 住所・電話番号・メールアドレスの変更については、同一の契約者名義で複数のご契約がある場合、他のご契約についても変更を反映します。



# 保険金の請求手続

保険金請求事由が発生したら  
お早めにご連絡ください。

## STEP 1 保険金請求のご連絡



お客様

保険金をご請求される方(被保険者)からウェブサイトでもしくは事故受付サービスセンターへお電話ください。

証券番号、ご契約者名、被保険者名やご請求内容(傷病名、入院日、手術名、手術日、ケガの場合は受傷日など)を報告いただきます。お手元に保険証券をご用意ください。

被保険者が未成年の場合は、親権者から保険金を請求してください。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で保険金請求に関する代理人(例:成年後見人、弁護士等)がないときは、被保険者の配偶者(※)等から保険金の請求を行うことができます。ご請求の際にお問合せください。  
※法律上の配偶者に限り、内縁を除きます。

## STEP 2 請求手続のご説明・書類の送付



ソニー損保

請求に必要な書類をご案内します。必要に応じて、電話・ウェブチャットで保険金のご請求について詳しくご説明します。

〈必要な書類の例〉 ● 保険金請求書 ● 診断書 など

※ご請求内容によっては、診断書を他社診断書のコピーや治療費領収書のコピーなどで代替できる場合があります。また、上記以外の書類が必要となる場合もあります。ご請求の際には、事前にお問合せください。

※被保険者が亡くなられた後に保険金をご請求いただく場合などは、上記に加え、印鑑証明書や戸籍謄本などが必要となります。ご請求時に詳しくご説明します。

## STEP 3 書類のご提出



お客様

書類の必要項目にご記入いただき、ご返送ください。  
ウェブサイトからアップロードすることも可能です。

※診断書はおお客様ご自身で医療機関に発行を依頼いただく必要があります。  
※診断書の発行費用はおお客様のご負担となります。

## 電話で保険金請求の連絡をする

事故受付サービスセンター 0120-101-870 受付時間 9:00~18:00  
医療傷害受付グループ (年中無休)

## ウェブサイトから保険金を請求する

■ URL [https://www.sonysonpo.co.jp/md/m\\_pay000.html](https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_pay000.html)

■ 二次元コード



■ 当社ウェブサイトのサイト内検索から  
当社ウェブサイトの画面右上にあるサイト内検索から「医療保険金請求」とお調べください。



## STEP 4 書類確認・保険金のお支払い



ソニー損保

ご返送いただいた書類の内容を確認し、  
保険金のお支払いを判断します。  
必要に応じて担当よりご連絡をさせていただきます。

※お客様や医療機関等へ、治療内容等を詳しく確認させていただく場合があります。  
※内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

保険金は、原則としてお客様ご指定の被保険者名義の金融機関の口座にお振込みします。ソニー損保より保険金のお支払通知やSMSをお送りいたしますので、お支払金額をご確認ください。

## 先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス

先進医療のうち、特に技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象として、先進医療保険金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスです。

このサービスでは、当社が医療機関へ技術料を直接お支払いしますので、お客様が事前に技術料をご用意する等のご負担を軽減することが可能となります。

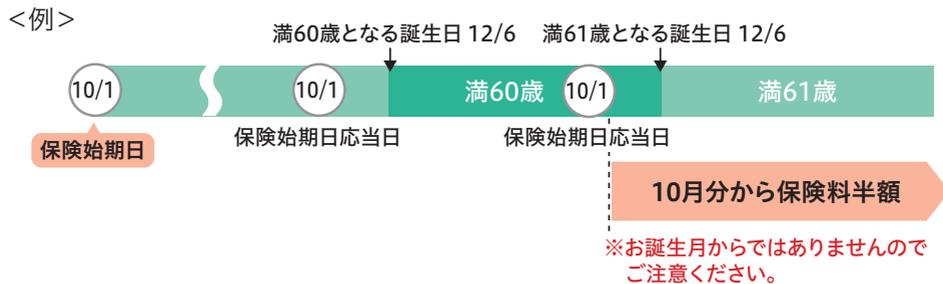
※サービスのご利用にあたっては一定の条件がありますので、治療開始前に事故受付サービスセンターまでお問合せください。

# よくあるご質問

よくあるご質問をご紹介します。  
その他、お問合せはお気軽にご相談ください。

**Q** 「60歳からは保険料半額」となる保険料払込方法で契約しているのですが、保険料はいつから半額になりますか？

**A** 満60歳の保険始期日応当日以降分より、保険料が半額になります。誕生月からではございませんのでご注意ください。たとえば、保険始期日が10月1日、誕生日が12月6日の方の場合、満60歳と10ヵ月目（誕生日の翌年の10月分保険料）より保険料は半額になります。



**Q** (口座振替払の場合) 保険料振替口座の残高が足りなくて振替できませんでした。どうすればいいですか？

**A** 1ヵ月分の保険料が振替できなかった場合、翌月の振替日に前月分とあわせて2ヵ月分の保険料を振替します。ご案内ハガキにて振替についてお知らせしますので、口座に2ヵ月分の保険料をご用意ください。翌月の振替日に前月分とあわせて、2ヵ月分の保険料振替ができた場合にはご契約は有効に継続します。



## お問合せ

カスタマーセンター 医療保険グループ **0120-936-505** 受付時間 9:00~18:00 (土・日・休日も受付 ※年末年始を除く)

**Q** 2ヵ月分の保険料振替ができなかった場合は、どうなりますか？

**A** 2ヵ月分の保険料振替ができなかった月の末日までが、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間中に保険料の払込みがない場合は、**払込猶予期間の翌日よりご契約は失効します**。失効日以降の入院・手術などに対する保障はなくなりますので、ご注意ください。



失効日より1年間(注)はご契約の復活手続きが可能です。(注)上記例の場合は、1月1日より1年間

**Q** 契約が失効した場合、契約を元に戻すことはできないでしょうか？

**A** 失効日から1年間はご契約の復活手続きが可能です。保障の再開を希望される場合、当社所定のお手続きをしていただき、その時点までの未払込保険料(当社所定の利率による利息を含みます。)をお払込みいただくことで、ご契約を復活させることができます。

※健康状態などによってはご契約の復活ができない場合があります。  
※失効日から復活するまでの間に発生した病気・ケガによる入院・手術などは保障の対象となりません。  
※失効日前日までに入院・手術などがあつた場合、未払込保険料と相殺したうえで保険金をお支払いできる場合があります。  
※ご契約を解約された場合は復活できません。

**Q** 控除証明書は発行されますか？

**A** ご契約いただいた初めの年の控除証明書は、保険証券に同封して送付しています。(送付状下部が控除証明書になっています。)翌年以降は毎年10月頃にご契約者宛にお届けします。年末調整、確定申告などに必要となりますので大切に保管してください。なお、2022年度より「保険料控除証明書発行サービス」から電子データのダウンロードも可能となりました。

**Q** 解約した場合はお金が戻ってきますか？  
また、満期金や配当金はありますか？

**A** この保険には解約返れい金、満期返れい金、契約者配当金はございません。その分、お手頃な保険料を実現しております。

**Q** 申込みの際に告知するのを忘れてしまったのですが  
保険金は支払われますか？

**A** 告知内容を訂正するお手続きが必要です。P.6に記載のカスタマーセンターまでご連絡ください。ただし、告知いただいた内容によっては、ご契約が解除となり保険金のお支払いができない場合や条件付でのお引受けのご案内になる場合がございます。

**Q** 契約後に入院保険金日額を増額することはできますか？

**A** ご契約後に増額できる入院保険金日額は、現在の保障内容により異なります。組合せは以下の通りとなります。

	増額前のご契約	増額後のご契約
①	がん入院保険金日額	5,000円 → 10,000円
	がん以外の病気・ケガの入院保険金日額	5,000円 → 10,000円
②	がん入院保険金日額	10,000円 → 20,000円
	がん以外の病気・ケガの入院保険金日額	5,000円 → 10,000円
③	がん入院保険金日額	10,000円
	がん以外の病気・ケガの入院保険金日額	10,000円
④	がん入院保険金日額	20,000円
	がん以外の病気・ケガの入院保険金日額	10,000円

なお、入院保険金日額を増額のお手続き時に、健康状態等を告知いただく必要があります。その際の健康状態等によっては、入院保険金日額を増額をお引受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入院保険金日額を増額分の保険料は、変更時の被保険者の年齢によって定めます。  
※失効中のご契約や、特定の傷害や疾病を保障対象外とする条件が適用期間中のご契約は、入院保険金日額を増額はできません。  
※ご契約後入院保険金日額を増額することなく減額した場合は、入院保険金日額を増額することはできません。

**Q** 契約後に特約を中途付帯することはできますか？

**A** 現時点で付帯されていない特約を、中途付帯することは可能です。中途付帯できる金額は現在の入院保険金日額により定まります。

現在のご契約	中途付帯できる特約とその保障額		
	がん診断 保険金 保障特約	がん通院 保険金 保障特約	先進医療費 保障特約
① 「がん入院保険金日額」と「がん以外の病気・ケガの入院保険金日額」が同額の場合	一時金 50万円	日額5,000円	技術料と同額 まで保障 通算2,000万円まで
② 「がん入院保険金日額」が「がん以外の病気・ケガの入院保険金日額」の2倍の場合	一時金 100万円	日額10,000円	技術料と同額 まで保障 通算2,000万円まで

なお、特約の中途付帯のお手続き時に、健康状態等を告知いただく必要があります。その際の健康状態等によっては、特約の中途付帯をお引受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※中途付帯する特約の保険料は、中途付帯時の被保険者の年齢によって定めます。  
※年齢によっては特約を中途付帯できない場合があります。詳しくはP.6に記載のカスタマーセンターまでお問合せください。  
※失効中または保険料払込免除済みのご契約や、特定の傷害や疾病を保障対象外とする条件が適用期間中のご契約は、特約の中途付帯はできません。  
※ご契約後入院保険金日額を増額することなく減額した場合は、がん診断保険金保障特約およびがん通院保険金保障特約は中途付帯できません。

**Q** 保険料の払込みが困難になってきたので、  
保険料を下げることはできますか？

**A** 入院保険金日額等を減額すること、またはご契約いただいている保障を一部削除することにより、その分保険料を少なくすることができます。所定の範囲内でのお取扱いとなりますので、詳しくはP.6に記載のカスタマーセンターまでお問合せください。

※減額または削除した部分は解約したものとしてお取扱いします。(解約返れい金はありません。)

ウェブサイトでもご紹介しています。お問合せの前にぜひご確認ください。

ソニー損保 よくある質問

検索

二次元コードはこちら

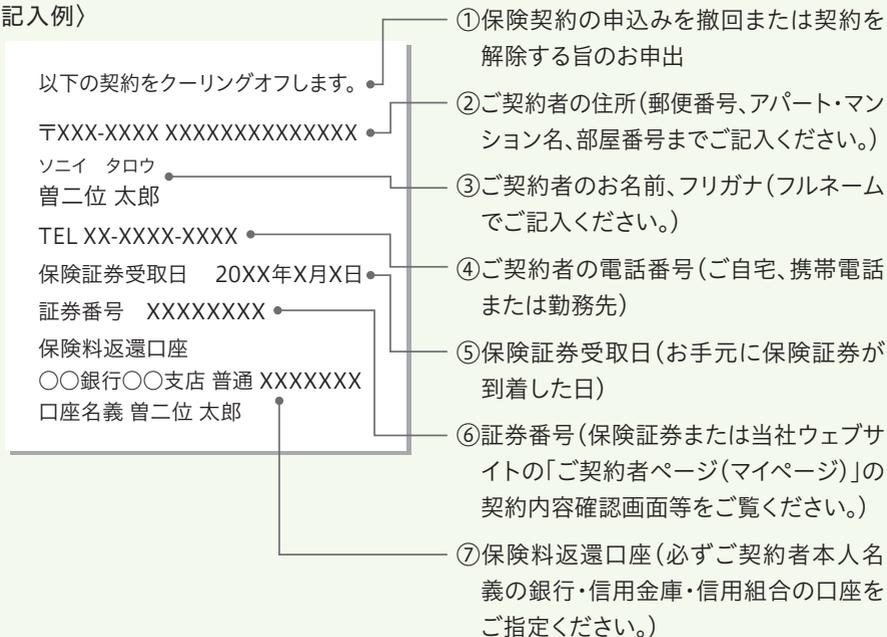


## クーリングオフ制度について

保険証券を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(申込みの撤回または契約の解除)ができます。クーリングオフのお申出をする場合は、次の方法に従ってお手続きをお願いします。なお、クーリングオフの場合には、すでにお支払いいただいた保険料は返還します。

- (1) 保険証券を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内に当社まで郵便(封書またはハガキ)またはEメールでお申出ください。郵便の場合はお送りいただいた書面の消印日、Eメールの場合は送信日をお申出日とさせていただきます。なお期限を過ぎた場合にはクーリングオフができませんのでご注意ください。
- (2) 書面またはEメールには、次の記入例の①～⑦の必要事項をご記入ください。

### 〈記入例〉



(\*) 電話・FAX等でのお申出は承ることができませんのでご注意ください。

(\*) 保険金をお支払いする事故がすでに発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、お申出がなかったものとしてお取扱いたします。

〈宛先〉 **郵便の場合** 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F  
ソニー損害保険株式会社 カスタマーセンター 医療保険グループ 行

**Eメールの場合** medical@web.sonysonpo.co.jp



## ご契約者優待サービス

### 毎日をもっとお得に、楽しく。クラブオフサービス

会員優待価格でさまざまな施設・サービスなどをご利用いただけます。



#### 豊富な健康管理施設

人間ドック、生活習慣病検診、  
脳ドック、ヘルスケア、  
郵送検診など

会員優待価格



#### スポーツ施設

人気のスポーツクラブ・  
ゴルフなど

会員優待価格

### ■ご契約者優待サービスご利用方法

各種優待サービスのご利用にはインターネットからの利用申込みが必要となります。所定の申込方法に従って利用申込みを行ってください。

#### 1 ソニー損保のウェブサイトへアクセス

ソニー損保 契約者優待 検索

[https://www.sonysonpo.co.jp/md/m\\_clb000.html](https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_clb000.html)

\*当社ウェブサイトのご利用に関する通信料はお客様負担となります。  
\*携帯電話の機種によってはインターネットでのお手続きができない場合があります。

二次元コードはこちら

事前のご登録で、外出先からでもすぐにご利用できます。



#### 2 「ご契約者優待サービス」ページの「ログインしてサービスを利用する」をクリック

\*ウェブサイトの画面は2023年2月時点のものです。



※「ソニー損保 クラブオフサービス」は、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。

※ご利用にあたっては、クラブオフへの会員登録が必要になります。クラブオフとは、株式会社リロクラブが提供するサービス名称です。

※記載の内容は2023年5月現在の内容です。